

各位

古河市商工会
会長 峰 英雄
古河市商工会建設業部会
部会長 大山 春夫
<公印省略>

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力により、標記講習会を下記により実施いたします。

労働安全衛生法の定めるところにより、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務については『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければならないことになっております。

新たに、特定化学物質障害予防規則等の改正により「溶接ヒューム」(金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質)が特定化学物質(管理第2類物質)に位置付けられることに伴い、金属アーク溶接等の作業場では、屋内・屋外に関わらず、作業場ごとに特定化学物質作業主任者の選任が必要となりました。(経過措置により、令和4年4月1日から適用されます。)

つきましては、下記事項にご留意の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

1. 受講資格

- (1) 満18歳以上であること

2. 開催日及び場所

日時：令和3年10月21日(木)～22日(金) 定員40名(定員になり次第締切ります)

会場：古河市商工会三和事務所 研修室

3. 受講料

(会員) 9,080円 (非会員) 9,980円 ※テキスト代1,980円含む

※収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

4. 受講申込方法

下記書類を準備していただき、古河市商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。

- ①受講申込書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)
- ②受講料(テキスト代含む)
- ③証明写真 2枚(縦3cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの)
- ④本人確認書類の写し・・・氏名、生年月日、住所等を公的に証明する書類
(運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等)
(外国籍の方は、特別永住者証明書または在留カード)

5. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。

6. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

7. 携行品

筆記用具（鉛筆・消しゴム）

（株）安全衛生推進会茨城教育センターで交付したカードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

8. 講習時間及び時間割

	時 間	講習時間	科 目
（ 10第 ／ 21日 目 ）	8：30～ 8：40	3時間	オリエンテーション
	8：40～11：50		健康障害及びその予防措置に関する知識
	12：40～13：40	1時間	”
	13：45～16：10	2時間20分	関係法令
（ 10第 ／ 22日 目 ）	8：30～ 8：50	20分	作業主任者の職務と責任
	8：50～12：00	3時間	作業環境の改善方法に関する知識
	12：50～13：50	1時間	”
	13：55～16：00	2時間	保護具に関する知識
	16：05～17：05	1時間	修了試験

9. 人材開発支援助成金

この講習は、雇用保険に加入する中小事業主が、その雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者に限る）に有給で本講習会を受講させた場合は、助成金を受けることができます。

講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局職業対策課 建設分野の助成金担当」（029-224-6219）まで行って下さい。

10. 問合せ先 古河市商工会総和事務所 TEL 0280-92-4500